



監査調第20号の3

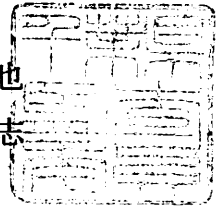
平成23年4月11日

千葉県市民オンブズマン連絡会議

代表幹事 広瀬理夫 様

千葉県監査委員 袴田 哲也

千葉県監査委員 千坂 正志



千葉県職員措置請求について（通知）

平成23年3月10日付けで受け付けた地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による千葉県職員措置請求について、別記のとおり決定したので通知します。

# 別記

## 第1 結論

本件請求を却下する。

## 第2 請求の内容

### 1 措置請求人（以下「本件請求人」という。）

住所 千葉市中央区中央3-15-6

やまちょうビル6階 渚法律事務所内

氏名 千葉県市民オンブズマン連絡会議 代表幹事 広瀬理夫

### 2 受付日

平成23年3月10日

### 3 請求の要旨

別紙「千葉県職員措置請求書」のとおり。ただし、別表及び事実証明書は省略した。

## 第3 監査委員の除斥

阿部紘一監査委員及び伊藤勲監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定に照らし、本件請求には関与しなかった。

## 第4 理由

### 1 判断

#### (1) 住民監査請求の制度について

法第24.2条に規定されている住民監査請求の制度は、住民訴訟の前置手続として、まず普通地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る財務会計上の行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は当該怠る事実の違法、不当を当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものである（最高裁昭和57年（行ツ）第164号昭和62年2月20日第二小法廷判決参照）。

そして、住民監査請求においては、財務会計上の行為又は怠る事実が、具体的な理由によって、法令に違反し、あるいは行政目的上不相当である旨を指摘して、その違法性又は不当性を摘示しなければならない（東

京地裁平成2年（行ウ）第100号平成3年3月27日判決参照）。

なお、財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体が損害を被るおそれがない場合は、住民監査請求の制度の趣旨にかんがみ、住民監査請求の対象には該当しないものとされている（昭和45年4月21日自治行第33号 広島県監査委員事務局長あて自治省行政課長回答）。

(2) 本件請求について

本件請求人は、上記第2 3のとおり、平成21年度分の政務調査費のうち、広報費、人件費並びにガソリン代、高速道路料金及び電車賃の一部について目的外支出があるから、千葉県知事（以下「知事」という。）に、本件請求に係る各支出を行った千葉県議会議員（以下「議員」という。）に対して当該目的外支出に当たる金額の返還を求めるよう勧告することを求めるものと解される。また、政務調査費の運用方法の見直し及び適正な執行、県民への説明責任を的確に果たすことについて千葉県議会議長（以下「議長」という。）に勧告することを求めるものと解される。以下、本件請求人の主張ごとに検討する。

ア 広報費について

(ア) 亀田郁夫議員及び佐野彰議員の広報紙に係る広報費について

亀田郁夫議員及び佐野彰議員の発行した広報紙に係る広報費について、本件請求人は、当該広報紙のうち「再選活動」、後援会活動又は政党活動に関する記事に該当する部分については政務調査費の使用は認められないから、当該部分に相当する金額を返還させるべきであると主張するものと解される。

しかしながら、各広報紙のどの部分が「再選活動」、後援会活動又は政党活動に該当するのかが明示されておらず、また、「再選活動」の定義も明確でないことから、違法性又は不当性が具体的な理由により摘示されていると認めることはできない。

(イ) 佐野彰議員のコピー代及び広報誌編集費について

a 佐野彰議員の県政広報冊子に係るコピー代について、本件請求人は、領収書等に目的、仕様の記載がなく、600冊という数量から後援会向けのコピーであるから、全額を返還させるべきであると主張するものと解される。

しかしながら、後援会向けのコピーであったとの主張は憶測に過ぎないから、違法性又は不当性が具体的な理由により摘示されていると認めることはできない。

b 同議員の広報誌編集費について、本件請求人は、「領収書発行者の住所、事業者名が消されている」ことから領収書として認めることができず、全額を返還させるべきであると主張するものと解される。

しかしながら、関係機関に対して調査を行ったところでは、領

収書発行者の住所及び事業者名が黒塗りとされているのは、千葉県議会情報公開条例（平成13年千葉県条例第49号）第8条の規定による不開示情報に該当する部分に所要の処理が施されているものと認められることから、違法性又は不当性が具体的な理由により摘示されていると認めることはできない。

(ウ) 高木衛議員の広報紙製作料について

高木衛議員の広報紙製作料について、本件請求人は、同選挙区の他の議員が行った広報紙に係る支出と比べて高額に過ぎるから、全額を返還させるべきであると主張するものと解される。

しかしながら、本件請求人は単に金額の比較を行っているのみであり、比較の対象とした支出の内容に係る主張は憶測に過ぎず、高額に過ぎるとするのは本件請求人の見解を述べるに過ぎないから、違法性又は不当性が具体的な理由により摘示されていると認めることはできない。

イ 人件費について

(ア) 伊藤和男議員、伊藤丈議員及び竹内圭司議員の人件費について

伊藤和男議員、伊藤丈議員及び竹内圭司議員の人件費について、本件請求人は、政務調査費で雇用する補助職員は2名で充分であり、これを超える人数の雇用には合理性がないから全額を返還させるべきであると主張するものと解される。

しかしながら、政務調査費で雇用する補助職員は2名で充分であるとの主張は独自の所論に過ぎないから、違法性又は不当性が具体的な理由により摘示されていると認めることはできない。

(イ) 杉田守康議員の人件費について

杉田守康議員の人件費について、本件請求人は、同族経営会社からの出向者は当該会社の支配を受けており、政務調査活動に制約を受けているから全額を返還させるべきであると主張するものと解される。

しかしながら、当該会社からの出向者は当該会社の支配を受けており政務調査活動に制約を受けているとの主張は憶測に過ぎないから、違法性又は不当性が具体的な理由により摘示されていると認めることはできない。

ウ ガソリン代等について

(ア) 伊藤丈議員、木名瀬捷司議員及び信田光保議員のガソリン代について

伊藤丈議員、木名瀬捷司議員及び信田光保議員のガソリン代について、本件請求人は、各議員は、大半が政務調査以外の用件に使われたとみなせるガソリンの量に相当する金額を支出しており、妥当な按分率は25%程度であるから、これを超える金額を返還させるべきであると主張するものと解される。

しかしながら、妥当な按分率が25%程度であるという主張は独自の所論に過ぎないから、違法性又は不当性が具体的な理由により摘示されていると認めることはできない。

(イ) 石井宏子議員のガソリン代について

- a 石井宏子議員のガソリン代のうち4件（整理番号3、40、41、42）について、本件請求人は、領収書等の領収額が不明確であり、領収書として認められないから、全額を返還させるべきであると主張するものと解される。

しかしながら、関係機関に対して調査を行ったところでは、当該支出のうち、領収額が不明確な3件の支出（整理番号40、41、42）については、本件請求が行われる以前に、同議員が適切な支出証拠書類を添付して収支報告書の修正を行っており、当該支出について領収額が不明確であるとは言えず、また、整理番号3の支出については、添付された領収書に領収額が明示されており、領収額が不明確であるとは言えないから、いずれも違法性又は不当性が具体的な理由により摘示されていると認めることはできない。

- b 同議員のガソリン代のうち1件（整理番号288）について、本件請求人は、支出内容が不明確であり、使用状況を確認できないから当該支出に係る金額を返還させるべきであると主張するものと解される。

しかしながら、関係機関に対して調査を行ったところでは、同議員が当該支出について収支報告書を修正し、平成23年3月15日に当該支出に係る金額を千葉県（以下「県」という。）に返還したことが認められる。

(ウ) 内田悦嗣議員の高速道路料金及び電車賃について

- a 内田悦嗣議員の高速道路料金について、本件請求人は、支出額が高額に過ぎ、妥当な按分率は50%であるから、これを超える金額を返還させるべきであると主張するものと解される。

しかしながら、高額に過ぎるというのは本件請求人の見解を述べるに過ぎず、また、妥当な按分率が50%であるという主張は独自の所論に過ぎないから、違法性又は不当性が具体的な理由により摘示されていると認めることはできない。

- b 同議員の電車賃のうち6件（整理番号92、96、115、213、217、222）について、本件請求人は、同議員の最寄駅から千葉県庁までの電車賃であるから政務調査のためとは考えられないから、全額を返還させるべきであると主張するものと解される。

しかしながら、同議員の最寄駅から千葉県庁までの電車賃であるから政務調査のためとは考えられないとの主張は独自の所論

に過ぎないから、違法性又は不当性が具体的な理由により摘示されていると認めることはできない。

- c 同議員の電車賃のうち1件（平成21年9月25日分、整理番号102）については、関係機関に対して調査を行ったところでは、同議員が当該支出について収支報告書を修正し、平成23年3月28日に当該支出に係る金額を県に返還したことが認められる。

よって、本件請求のうち上記ウ（イ）b及び上記ウ（ウ）cについて返還を求める部分については、県が損害を被るおそれがないことから、また、その余の政務調査費の返還を求める部分については、違法性又は不当性の摘示を欠いていることから、いずれも、上記（1）に照らし、不適法な請求である。

なお、本件請求人が議長に勧告を求める部分については、法第242条第1項所定の財務会計上の行為又は怠る事実該当しないことは明らかであるから、不適法な請求である。

## 2 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項が定める要件を満たさない不適法な請求であるから、上記「第1 結論」のとおり決定する。